

薬局製剤製造販売業許可申請要領

1 提出書類（1部）

(1) 薬局製剤製造販売業許可申請書

ア 用紙はA4版で、字は楷書ではっきりと書くこと。

イ 「総括製造販売責任者の資格」欄には、薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日を記載すること。

総括製造販売責任者については、当該薬局の薬事に関する実務に従事する薬剤師のうちから選任すること。

なお、同一の者が当該薬局における総括製造販売責任者、製造管理者及び薬局の管理者も兼務することができること。

ウ 「申請者の欠格条項」欄には、申請者が個人の場合で当該事実がないときはそれぞれ各欄に「なし」と記載し、当該事実があるときは

(1)及び(2)欄には、「その理由及び年月日」を、

(3)欄には、「その罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日」を、

(4)欄には、「その違反の事実及び違反した年月日」を、

(5)欄には、「ある」と記載すること。

申請者が法人の場合は、その業務を行う役員について当該事実がないときは、それぞれの欄に「全員なし」と記載し、ある場合はその者についてのみ氏名と事実を前段にならって記載し、「他の者はなし」と付記すること。

エ 「備考」欄には、

- ・既に薬局開設許可を取得している場合は、薬局の許可番号及び許可年月日（有効期間の始期年月日）を記載すること。

- ・許可有効期間の満了日の統一を希望する方は、その旨を記載すること。

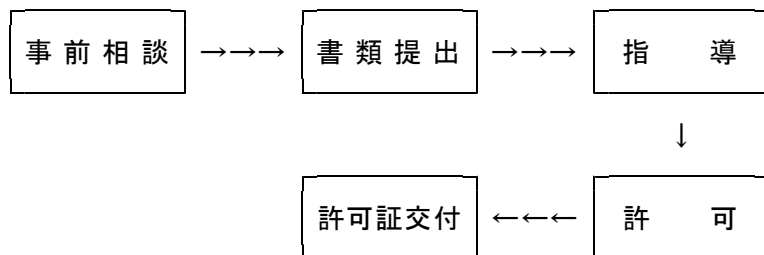
（満6年を超えない年の6月30日又は12月31日）

オ 記載事項を訂正した場合は、訂正箇所を押印すること。

カ 余白に捨印を押印すること。

キ 正本に岡山県証紙7,420円を貼付のこと。

2 申請から許可に至るまでの流れ



3 問合わせ先

開設地の保健所